

《発行者》 協同組合 愛知労務協会

富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙

■住所

〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階

TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>

FAX 052-261-2612



目 次

1. 改正情報

2. 労務管理の基礎知識

3. 所長コラム

1. 改正情報

■ 簡素化される予定の一括有期事業の事務手続き

労働保険の保険関係は、原則として事業所毎に成立することとなっていますが、建設の事業は、一工事現場ごとに一事業として、その事業が開始されるごとに保険加入の手続をすることになっています。

ただし、一工事の概算保険料が160万円未満で、かつ、請負金額が1億8千万円未満であるといった要件を満たしたときは、算定年度内に終了した複数の工事を1つの事業（一括有期事業）としてとりまとめて保険料を算定することになっています。

この有期事業の一括に係る労働保険関係事務について、事務手続を簡素化するため、省令や関係する告示などの改正作業を進めることが厚生労働省から公表されました。具体的な内容は以下のとおりで、平成31年4月1日に施行される予定です。

【改正予定の内容】

① 一括有期事業に係る地域要件（一括されるそれぞれの事業が一定の地域的範囲（隣接する都道府県等）で行われること）を廃止する。

⇒ 法律上当然に一括される有期事業は、一定の区域内で行う有期事業に限られており（以下、「地域要件」という。）、当該区域以外で行われる有期事業については、個々に労働保険の保険関係を成立させ、それぞれについて労働保険関係成立届、概算保険料及び確定保険料の申告・納付を行う必要がありますが、今後はこの地域要件を廃止し、遠隔地において行われる小規模有期事業についても一括できることとし、労働保険の保険関係に係る事務手続きが簡素化される予定です。

② 一括有期事業を開始したときに事業主が労働基準監督署に提出しなければならない一括有期事業開始届を廃止する。

⇒ 一括された有期事業については、一括有期事業開始届を所轄の労働基準監督署長に提出することとされていますが、一括有期事業開始届により把握される事項は、他の届出等により確認することが可能であることから、この一括有期事業開始届を廃止し、労働保険の保険関係に係る事務手続きが簡素化される予定です。

2. 労務管理の基礎知識

■ 女性社員のルール ②妊産婦の保護 ～健康管理に関する措置～

(※1)
但し、医師又は助産師がこれと異なる指示をした時は、その指示により必要な時間を確保することが必要です。

(※2)
医師又は助産師等の指導事項の適格な伝達、講ずべき措置の明確化を図るため『母性健康管理指導事項連絡カード』の利用に努めることや、プライバシーの保護についても留意することとされています。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律では、事業主に対し、妊娠中及び出産後の健康管理に関する以下の措置を講じる義務を定めています。

① 女性労働者が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要となる時間を確保することができるようにすること

ア) 産前（妊娠中）の場合（※1）

妊娠23週まで … 4週に1回

妊娠24週から35週まで … 2週に1回

妊娠36週から出産まで … 1週に1回

イ) 産後（出産後1年以内）の場合

医師又は助産師等の指示により、必要な時間を確保することができるようにすることが必要です。

② 女性労働者保健指導及び健康診査に基づく指導事項を守ることができるよう、勤務時間の変更や勤務の軽減等必要な措置を講じること（※2）

ア) 事業主が講ずべき母性健康管理上の措置

- ① 妊娠中の通勤緩和（時差出勤、勤務時間の短縮等）
- ② 妊娠中の休憩に関する措置（休憩時間の延長や回数増等）
- ③ 妊娠中又は出産後の症状等に対する措置

3. 所長コラム

■ I R法

日本人は賭け事が好きだ。競馬は欧米でも盛んだが、ポートレース、オートレース、競輪という公営のギャンブル。極め付きはパチンコで、日本では遊技として定義されているが、オーストラリアのゲーム機械協会によると、ギャンブルゲーム機の設置台数は、パチンコもギャンブルと位置付けられ、日本は458万台と2位のアメリカに5倍強の差をつけ、ぶっちぎりで世界一。「多種多彩」で「数」もある日本に、さらにカジノができるということは、分母が大きくなり、ギャンブル依存症が増えるということだ。

もっと怖いのは、カジノ事業者側が利用者にお金を貸せるという「特定金融業務」だ。審査を通過した人は2ヶ月利息なしで借りられる。恐ろしいのは2ヶ月後になると一気に14.6%の利息がつく。利息制限法だと100万円以上の場合、最大で15%だが、IR法では1万円でも14.6%の利息がつく。貸金業法では、年収の3分の1までしか貸せないという総量規制がIR法ではない。しかも、お金の回収は外部業者に委託できるというおまけつきだ。

時代劇での賭場のシーン、掏った客が胴元に「こまを貸してくれ」こまを借りて大損し、娘をかたに獲られて岡場所に遊女として売られる。こんなこと思い浮かべるのは僕だけですか。



ギャンブル依存症の対策として、日本人客の入場回数に制限を設けたり、割高な入場料を取るなどの対策も盛り込まれていますが、果たしてどれほどの効果があるのかは不明です。